

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年 2月25日
照会部署名 下京年金事務所厚生年金適用調査課
照会担当者 課長 森下道之
連絡先 [REDACTED]

業務実施部署の長の確認 岡田充

(案件)

(受付番号) No. 2010-297	降給月の翌月が休業となった場合の月額変更について
------------------------	--------------------------

※ 受付番号は、品質管理担当部署において記入します。

(内容)

適用マニュアル IV-1 被保険者報酬月額変更届

7月に固定的賃金の変更(降給)があったが、8月はレイオフのため休業手当のみの支給となった。翌9月は途中にレイオフが解消されたため休業手当と本来の給与(降給後)が支給された。

この場合、隨時改定は可能か。また、どの報酬をどのように決定するか。

7月支払	降給後の給与(1か月分)
8月支払	レイオフによる休業手当(1か月分)
9月支払	休業手当(半月分) + 降給後の給与(半月分)
10月支払	降給後の給与(1か月分)

(回答)

ご照会の事例については、【No. 2010-462】の回答と同様に考え、7月を起算月として、以後継続した三か月間に受けた報酬の平均月額に2等級以上の変動があれば、隨時改定を行うこととなる。

回答日 平成22年7月7日

回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導G

回答作成者 (一般) 村上 泰史

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認

(軽微なものについてはグループ長)

山上